

第4次山形県特別支援教育推進プラン（案）に提出された意見の概要 及び意見に対する県の考え方

1 意見の募集期間

令和5年5月30日～令和5年6月20日

2 提出された意見の件数

8 名から 15 件の意見

	主な意見の概要	県教育委員会の考え方
推進プラン 全般について		
1	<p>本県の特別支援教育推進の指標となる新プラン案の作成ありがとうございました。今の時代に合ったしかも具体的な内容がたくさん盛り込まれた期待の高まるプランだと思います。特に、デジタル技術を活用した情報発信、全教員の発達障がい理解をより一層推進する取組み、管理職や教員の専門性向上などに深く言及されている点が印象的でした。本プランを軸に全県の教育機関一丸となって特別支援教育の振興を図っていただきたいと思います。</p>	<p>プランの策定に係り、各学校、関係機関において実効性ある取組みが進められるよう、できるだけ具体的な表記に努めました。急速に進む情報化社会におけるICTの活用、特別な支援を要する児童生徒の増加に対応するため、全ての教員の特別支援教育の指導力向上は急務であると言えます。多様な研修を効率的かつ計画的に実施できるよう工夫に努めてまいります。また、プラン策定後は、指標に基づき評価・見直しを行うことで、確かな取組みを推進し、特別支援教育の更なる充実を目指してまいります。</p>
2	<p>障害者権利条約にもとづくインクルーシブ教育とは、「ともに学ぶ」ことが原則であり、そのためにまわりの環境を変更・調整する「社会モデル」の考えのことで、障がいのある方本人が努力しないと社会に参加できないシステムは、全くインクルーシブではありません。本人に障がいがあるのではなく、社会の側に障害がある、だからそれをとり除いていくことで障がいのある方も社会に参加できるようにしていく、この考えを基本にしていかなければならないと思います。</p> <p>インクルーシブ教育の本来の意味を共有しながら、インクルーシブな社会・学校づくりにむけて特別支援教育をどういう風に位置づけていくのか、もっと議論が必要なのではないかと思えます。</p>	<p>「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」（中央教育審議会初等中等教育分科会：平成24年7月報告）では、「共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要がある。」とされております。これまでの本県の取組み状況等を踏まえ、4次プランを確実に実行する中で、引き続き議論を深め、インクルーシブ教育システムの理解促進と特別支援教育の推進を一層図ってまいります。</p>

	主な意見の概要	県教育委員会の考え方
推進プラン 施策2 関係機関との連携強化による切れ目ない支援の充実について		
3	<p>特別支援教育における切れ目ない支援の重要性を考えると、高校入試の改善は必至です。例えば、本県の公立高校入学者選抜では書字障がい者のタブレットの持ち込みは現在認められていませんが、これは法律の定める合理的配慮の提供に反するものと思われま</p> <p>す。</p> <p>したがって、「第4次山形県特別支援教育推進プラン（案）」では、現行の入学者選抜に対して積極的に改善を促すべきと考えます。</p>	<p>障害者差別解消法の施行により、平成28年4月から、国公立学校では合理的配慮の提供が義務化されました。本県公立高等学校の入学者選抜にあたっては、予め、本人・保護者等と進路等相談を行い、在籍中学校での合理的配慮の状況を確認するなどしながら、別室受検や拡大問題の提供などの配慮を行っているところです。今後の入学者選抜の在り方については、大学入学共通テストや他県の例を参考に、研究してまいります。</p>
4	<p>施策2では外部機関とのつながりが示されておりますが、定数内の教員が兼務する仕事としてはいささか負担過重であるといえます。一人ひとりを大切な個人とみなし、それぞれが進みたい方向に延びてゆくためにも、専門スタッフを配置すべきと考えます。これこそが真の合理的配慮の姿ではないでしょうか。</p>	<p>切れ目ない支援のためには、関係機関との連携強化が欠かせません。4次プランでは、関係機関とのやり取りを効果的に進めるための窓口となる特別支援教育コーディネーター向けに、「関係機関との連携マニュアル」を作成・配布し、活用を促進してまいります。</p> <p>また、外部専門家を効果的に活用し、相談・支援の充実を図るなど、関係機関との連携強化による適切な支援に努めてまいります。</p>

	主な意見の概要	県教育委員会の考え方
推進プラン 施策3 小中学校等、高等学校における特別支援教育の充実について		
5	<p>「特別支援学校巡回相談に外部専門家(作業療法士)が巡回相談員に同行」とあるが、作業療法士と限定している理由が不明です。</p> <p>作業療法士でなくても公認心理師で障害児療育、発達協調性運動障害の療育、認知行動療育をできる人もいます。</p> <p>記載に対しての文言の精査を求めます。</p>	<p>近年、特別支援学校の巡回相談において、発達障がいのある児童生徒についての相談が増えており、適切な助言を行うためには、発達障がいに対応する指導力向上が求められております。そのため、外部の専門家の方から広く知見を得ることが大切となることから、特別支援学校への外部専門家の配置により、発達障がいに係る相談の充実を図ってまいります。</p> <p>御意見を踏まえ、外部専門家に係る表記を以下の通り修正します。</p> <p>(修正前) 外部専門家(作業療法士)</p> <p>(修正後) 外部専門家(作業療法士等)</p>

6	<p>特別支援教育が学校の真ん中にあるならば、学校全体のユニバーサルデザイン化を促し、誰もが通いたい学校が構築されと考えます。そうすると、不登校やいじめの問題も大幅に改善され、一人ひとりがいきいきと学校生活を営むことができるはずです。そのためにもう一步踏み込んで合理的配慮の考え方を広げるべきです。</p>	<p>令和4年文部科学省実施の「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」では、8.8%の児童生徒が「学習面又は行動面で施著しい困難を示す」とされています。どの学びの場においても、特別な教育的支援が必要な児童生徒一人一人が、個別に、必要かつ適切な合理的配慮を受けて学べるようにすることは極めて重要であり、合理的配慮に係る理解向上を図っていく必要があります。このことから、4次プランに基づき、合理的配慮の考え方について改めて周知してまいります。また、合理的配慮を個別の教育支援計画に明記し評価・改善を図っていく必要性を具体的に示したり、校内組織での検討を促したりすることで、今後更なる合理的配慮の理解促進を図ってまいります。</p>
---	---	---

	主な意見の概要	県教育委員会の考え方
推進プラン 施策4 特別支援学校における教育の充実について		
7	<p>特別支援教育が始まって10数年。日々、児童生徒一人ひとりに寄り添った教育に取り組んでいただき、大変感謝します。特別支援教育の成果が、着実に積みあがってきているものと考えます。</p> <p>特に、県内各地の特別支援学校の児童生徒が、地域との関わりを持ちながら日々の学びを実践している点は、大いに評価します。コロナが収束し、再び、地域の中で、子ども達の輝く姿を見ることができるよう、地域との関わりを大事にしていきたいながら、日々の教育を進めていきたいです。</p>	<p>3次プランでは、令和2年度から「共生社会をつくる理解推進事業」の中で「地域とつながる体験・発信事業」を展開してまいりました。このように、特別支援学校において、地域とのつながりを大切にした学校づくりが行われ、地域との交流などが定着し、地域に根差した学校づくりが推進されたことは一定の成果と考えます。今後は、共生社会の形成に向けて、これまでの取組みを継続するとともに、学校が地域と連携協働した取組みが定着することが必要です。地域との連携協働による絆づくりを土台とし、障がいのある児童生徒一人一人が社会を形成する一員として活躍する機会が増えるよう、教育活動の充実を図ってまいります。</p>
8	<p>上山高等養護学校と山形盲学校の新校舎及び新寄宿舎建設においては、子ども基本法の立法趣旨に則り、両校の生徒・保護者からどのような校舎・寄宿舎にして欲しいか丁寧に意見を募るべきである。</p>	<p>上山高等養護学校と山形盲学校の改築については、令和2年に策定した「特別支援学校の校舎等整備計画」に則った整備を進めております。「教育計画(案)」の作成にあたっては、令和2～4年度に開催した併置準備委員会等において、学校関係者を通し広く意見を頂戴してまいりました。今後も、可能な範囲で、関係する方々の意見を伺う機会の確保に努め、安全・安心かつ両校児童生徒の特性に応じた質の高い教育活動を実施するための環境整備を行ってまいります。</p>

	主な意見の概要	県教育委員会の考え方
推進プラン 施策5 社会参加に向けた支援の充実		
9	<p>日本の学校制度として、義務教育は中学校、特別支援学校（中学部）までとなっております。従って、人数としては多くはありませんが、中学校、特別支援学校（中学部）を卒業後に、高等学校、特別支援学校（高等部）等に進学しないで、社会参加する生徒がおります。こういった生徒の進路指導についてのノウハウが特に中学校にないため、無理に進学させようとしたり該当生徒が不適切な進路選択をしたりしている場合があります。このような生徒、保護者、中学校への支援を、就労支援コーディネーターと福祉関係者が連携して行い、義務教育最終学年にある生徒への適切な進路選択ができるように支援をお願いします。</p> <p>については、巡回相談における就労支援コーディネーターの同行先、就労支援コーディネーターの関係機関に中学校を追加し、また、特別支援学校の生徒が社会自立の姿をイメージしやすいよう卒業生や進学先の話だけでなく、福祉関係者の話を聞く機会の挿入について、検討をお願いします。</p>	<p>中学校卒業後の社会参加については、早い時期からの相談が重要です。必要に応じて、早期に巡回相談等により特別支援学校へ積極的に相談いただくことで、関係者から広く進路指導に必要な情報の提供を行ったり、関係機関に円滑につないだりするなどの支援をしてまいります。</p> <p>各特別支援学校においては、個々の障がいの状況や希望を踏まえ、様々な関係者の協力を得ながら、進路指導を進めています。今後も生徒が卒業後の自分の姿をイメージできるよう、丁寧に取り組んでいきます。</p> <p>今後、より一層一人ひとりに応じた進路の実現に向け、中学校等において適切な進路指導を進めることができるよう努めてまいります。</p> <p>御意見を踏まえ、就労支援コーディネーターに係る表記を以下の通り修正します。 (修正前) 就労支援コーディネーターの同行による 高等学校への巡回相談 (修正後) 就労支援コーディネーターの同行による 高等学校等への巡回相談</p>

	主な意見の概要	県教育委員会の考え方
推進プラン 施策6 教員の専門性の向上について		
10	<p>プラン（案）では、学校としての機能強化、一人ひとりの先生の資質向上等の視点が盛り込まれており、その取組みに大いに期待しています。</p> <p>一方で、一人ひとりの教職員の日々の業務がこれまで以上に過重とならないか、懸念しています。教育全般に関わる問題ですが、特別支援教育を担う教職員にとって、真に働きやすい環境となるよう、働き方改革の更なる加速化、処遇改善の視点も含め、一体的な取組みとなるよう期待します。</p>	<p>4次プランでは、校長のリーダーシップによりインクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育が推進されるよう、「管理職向け手引」を作成するなど、体制整備の充実を図っていきます。また、全ての教員の特別支援教育力向上に向け多様な研修形態による研修を行ってまいります。</p> <p>教職員の働き方改革につきましては、令和5年3月に策定した「山形県公立学校における働き方改革プラン(第Ⅱ期)」に基づき、進めてまいります。具体的には、ICTの有効活用、人材の確保及び外部人材の活用、教育課程全体の見直し等に取り組んでまいります。</p> <p>子どもたちが健やかに成長していくためには、教職員自身が心身ともに健康で、子どもたちと向き合っていくことが大変重要です。働き方改革プランに基づく取組みを不断に見直し改善を重ねることで、教職員にとって働きやすい環境を整え、教育活動の更なる充実を目指してまいります。</p>

	主な意見の概要	県教育委員会の考え方
推進プラン その他		
11	寄宿舎の入舎基準を自宅から学校までの距離や通学時間に限定することなく、福祉的入舎や教育的入舎を積極的に認めることで、様々な困難を抱える児童生徒とその保護者・家族に寄り添う姿勢を山形県として示すことが期待される。	通学区域が広範囲な特別支援学校では、通学補償の観点から、寄宿舎が設置されています。設置意義に基づき、通学困難のある児童生徒が安全安心な生活を送り、また、家庭から離れた場でも自立した生活が行えるよう、保護者と連携し支援してまいります。
12	高等養護学校と知的特別支援学校の就労コースは各校とも特色のある学習・作業に取り組んでいる。進学を希望する生徒・保護者は学習内容や作業内容を検討して選択できるべきであり、学区制を敷くことは全く理にかなっていない。	平成 25 年に策定した山形県特別支援学校再編・整備計画では、地元での就労を希望する生徒の増加と職業教育の充実のため、村山地区と庄内地区にある高等養護学校に加え、最上地区と置賜地区に就労コースを設置することとしました。高等養護学校、就労コースでは、地域の多くの企業、関係機関と連携し、自宅からの通勤を含む現場実習等を繰り返し行うことが、スムーズな就労につながっているものと考えております。
13	山形県にも早急に不登校特例校を計画し建設するべきである。その際には寄宿舎を併設し、寄宿舎指導員のこれまでのノウハウを十二分に活用すると良い。	不登校特例校については、市町村教育委員会と情報を共有しながら、不登校児童生徒への支援に努めてまいります。
14	ヤングケアラーが社会的に問題となっているが、特別支援学校に在籍する児童生徒の兄弟・姉妹が心理的・労力的な負担がないか、県として調査すべきではないか。	ヤングケアラーについては、近年社会的な問題となっていることは承知しております。今後、関係機関と連携を深め、担当部局の取組みに協力してまいります。
15	特別支援教育の困難さは、個別対応の難しさにあるといえます。異学年交流が前提の特別支援では在籍のパターンによって3つの学年や4つの学年が所属する可能性があり、担任の困難性たるやかなりの負担です。これを解消し、一人ひとりを大切に見とる教育の実現のためにも3つ以上の学年の在籍がある場合には教員を増やして配置すべきと考えます。	在籍する児童生徒の障がいの状況により、支援が難しい場合があることは把握しております。県では、よりきめ細かな対応が可能となるよう、特別支援学級の1学級当たりの児童生徒数を国基準の8人から県独自に6人に引き下げており、さらに手厚い支援が必要な情緒学級において、5人から3人在籍の学級に非常勤講師又は再任用短時間勤務職員を必要に応じて配置しています。今後も適切な支援ができるよう努力してまいります。